

平成25年11月28日

河内長野市報道提供資料

公文書紛失等事案にかかる職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1. 被処分者

所属等 上下水道部水道管理課主査（事務職員）

年齢 60歳

性別 男性

2. 処分日

平成25年11月28日

3. 処分の内容等

(1) 内容

停職1ヶ月

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反（地方公務員法第29条第1項第1号）
- ・職務上の義務違反（地方公務員法第29条第1項第2号）
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行（地方公務員法第29条第1項第3号）

4. 事案の概要

上下水道部水道管理課主査が、前所属である健康増進部保険年金課において、平成22年度から24年度に締結した計15件の契約関係書類を紛失させたほか、紛失したと思い込んだ別の契約書について、上司からの叱責を回避するため、前年度の契約書の日付を改変して、虚偽の契約書を作成したものの。

問い合わせ

電話：0721-53-1111

人事課または水道総務課